

山梨県公報

号外第三十二号

平成二十二年

四月一日

木 曜 日

目 次

規 則

山梨県立高等学校の授業料の徴収に係る基準修業年限等を定める規則……………一

規 則

山梨県規則第二十四号

山梨県立高等学校の授業料の徴収に係る基準修業年限等を定める規則を次のように定める。

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横 内 正 明

(趣旨)

山梨県立高等学校の授業料の徴収に係る基準修業年限等を定める規則

第一条 この規則は、山梨県立学校授業料、入学料及び入学検定料条例(昭和二十六年山梨県条例第十五号。以下「条例」という。)第一条第一項第二号及び同条第二項の規定により、山梨県立高等学校の授業料の徴収に係る基準修業年限及び在学期間の計算方法を定めるものとする。

(基準修業年限)

第二条 条例第二条第一項第二号の規則で定める基準修業年限は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 県立高等学校の全日制の課程に在学する者 三年
- 二 県立高等学校の定時制の課程に在学する者 四年
- 三 県立高等学校の通信制の課程に在学する者 履修する科目の単位数の合計(単位を修得することができなかった科目の単位数及び他の高等学校等において修得した科目の単位で当該通信制の課程において修得したとみなされたものの単位数を含む。)が卒業に必要な単位数に達するまでの年数

(在学期間の計算方法)

第三条 在学期間は、県立高等学校に入学した日の属する月の初日から計算する。

2 複数の課程を置く県立高等学校に在学する者が一の課程から他の課程へ転籍した場合の在学期間の計算については、当該転籍前の在学期間は、当該転籍後の在学期間に算入しない。

(休学等に係る在学期間の計算の特例)

第四条 県立高等学校に在学する者が、休学、留学、負傷又は疾病の療養その他のやむを得ない事由により条例第二条第一項第二号の規定に該当することとなった場合、第二条各号に規定する基準修業年限を超えて在学することとなった期間について、修学上必要と認められる範囲内において、在学期間に算入しないことができる。

(転入学、編入学又は転籍した者に係る在学期間の計算の特例)

第五条 県立高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に転入学し、又は編入学した者に係る在学期間の計算に当たっては、当該転入学し、又は編入学した者が、当該県立高等学校に入学(転入学及び編入学を除く。)し、かつ、当該入学した日の属する月の初日から当該転入学し、又は編入学した日の前日までの期間(正規の修業期間に限る。)を、当該県立高等学校に在学したものとみなす。

2 複数の課程を置く県立高等学校において一の課程から他の課程(通信制の課程を除く。)へ転籍した者に係る在学期間の計算に当たっては、前項の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番